

マイナ保険証トラブル対応

[1] トラブルの種類

- 保険者の登録遅れ・・・資格なしと出る
- 機器トラブル
 - ・コード、コンセント類
 - ・機器やネットの不具合
 - ・災害時
- マイナ保険証の有効期限切れ

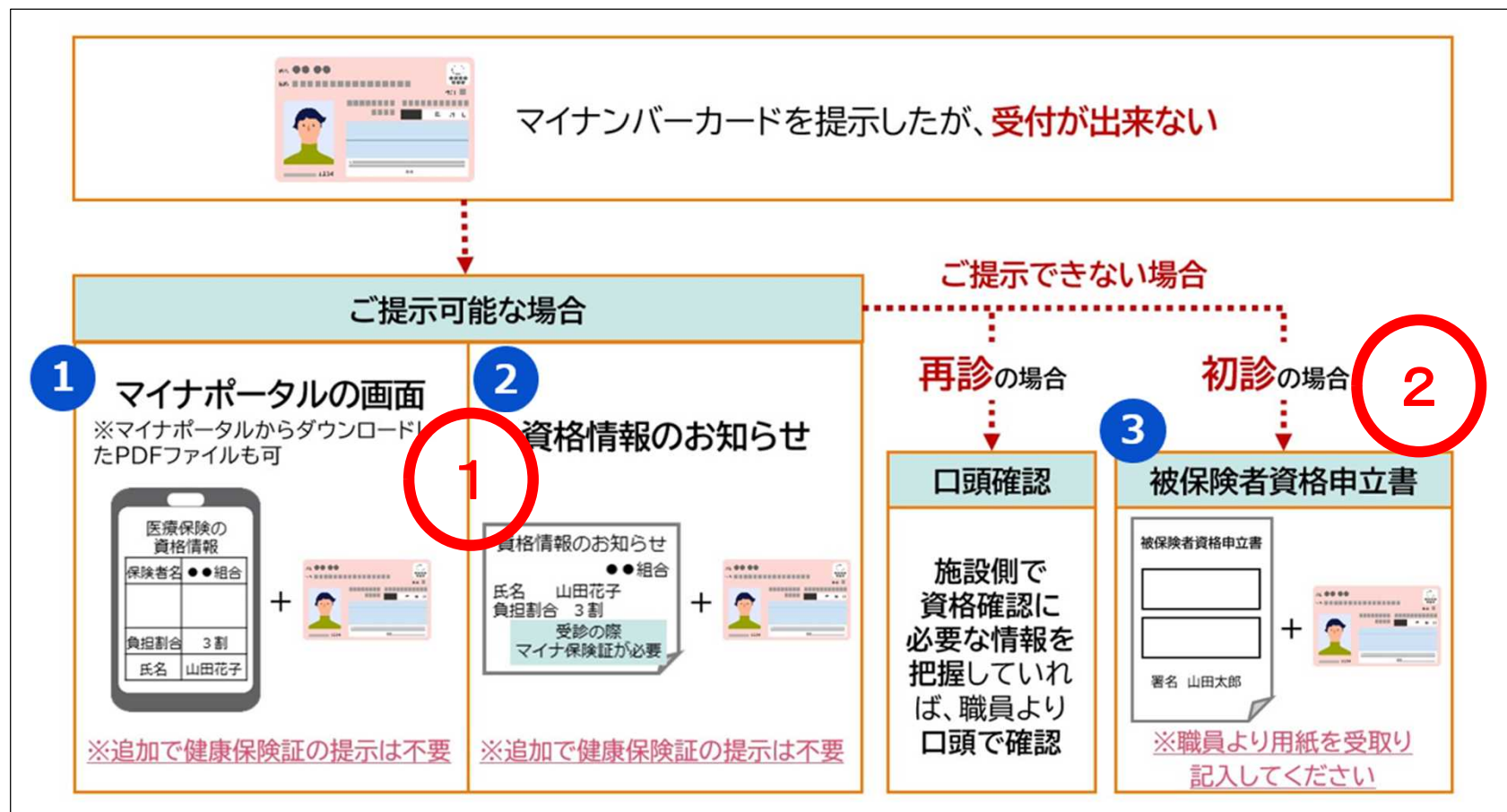


[2] トラブル対応

- ① 初診の場合は、㊦「マイナ保険証＋資格確認のお知らせ」、㊧「マイナ保険証＋マイナポータル画面(又はPDF)」を目視で確認する
- ② 再診の場合は上記①のほか、過去の情報に変わりがないか口頭で確認するのもよい
- ③ 資格申立書による請求は最終手段！
- ④ 災害時は、口頭での申し立てて保険診療できる通知が出される。なおネットがつながる場合、災害時モードで医療情報が閲覧できる

《参考》マイナ保険証での受付が出来ない場合(厚労省HP)

- 停電などの天災
- 医療機関でカードリーダー等の機器不良やネットワークの不具合
- 患者が携行しているマイナンバーカードのICチップの破損



マイナ保険証トラブル対応

① 「資格情報のお知らせ」について

資格確認書

東京都
国民健康保険
資格確認書
記号 05-12 番号 3456 (枝番) 02
氏名 文京 裕次郎
生年月日 昭和28年 2月 6日 性別 男
適用開始年月日 令和 5年 4月 1日
交付年月日 令和 7年 8月 1日
世帯主氏名 文京 太郎
住所 東京都文京区春日1丁目16-21

有効期限 令和 8年 7月31日
発効期日 令和 7年 8月 1日

一部負担金の割合 2割

見本

保険者番号 138057 交付者名 文京区

印

記載内容は同じ

資格情報のお知らせ

資格情報通知書 (資格情報のお知らせ)

交付者名 文京区

保険者番号 138057

有効期限 令和 8年 7月31日

あなたの加入する国民健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	05-12	番号	3456	(枝番)	02
氏名	文京 裕次郎				
フリガナ	ブンキョウ ユウジロウ				
一部負担金の割合	2割				
発効期日	令和 7年 8月 1日				
適用開始年月日	令和 5年 4月 1日				
交付年月日	令和 7年 8月 1日				

※ 70 歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。(下部の切り取り箇所も同様)

スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面
をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンを
お持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診い
ただけます)。

見本

下部を切り取ってご利用いただくこともできます。
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報通知書 (資格情報のお知らせ)

令和 7年 8月 1日 発行

交付者名 文京区

保険者番号 138057

有効期限 令和 8年 7月31日

記号 05-12 番号 3456 (枝番) 02

氏名 文京 裕次郎

一部負担金の割合 2割 発効期日 令和 7年 8月 1日

受診の際にはマイナ保険証が आवश्यकです

《参考》「資格情報のお知らせ」は単独で利用できない

- マイナ保険証を持っている人に送付される「資格情報のお知らせ」は、法令上、マイナカードとセットで使うこととされ、それ単独では資格確認できない運用となっている。
 - 一方で、資格確認書はマイナ保険証を持たない人に交付され、従来の健康保険証と同様、単独で資格確認をすることができる。
 - 「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」は見かけや名称が似通っており、記載されている情報もほとんど同じことから区別がつきにくく、また周知が十分にされておらず患者も混同している。有効期限や一部負担金の割合も記載されており、なおかつ切り取って使用できるため紙質もサイズも被保険者番号などの情報など「資格確認書」と全く同じとなるため医療現場で誤認による混乱が生じかねない。
 - 多くの自治体で7月末に有効期限をむかえる国保については、マイナ保険証をもつ人には「資格情報のお知らせ」、持たない人には「資格確認書」が交付される。
- ※[「資格情報のお知らせ」所持＝マイナ保険証登録をしている]わけではない、ので注意が必要！・・・協会けんぽは2024年に「資格情報のお知らせ」を全員交付している。

マイナ保険証トラブル対応

② 資格申立書について(その1)

- トラブルへの対応の最終手段として厚労省は「被保険者資格申立書」により資格情報「不詳」のまま請求できる対応を示している。
- 「自己負担10割でなく、これまで通りの自己負担額です」と宣伝している。医療機関にもその取扱いを「お願い」している。しかし国の方針であるが義務ではなく、あくまでも「お願い」である。
- 当初の説明では、請求する保険者や被保険者番号が不明の場合でも、保険者の責任で資格を確認し、返戻されない仕組みとするとされていたが、示された取扱いでは返戻がありうる運用とされており実際に返戻される事例も生じている。
- 医療機関は経営上のリスクも勘案して対応を検討いただきたい。



別紙様式

被保険者資格申立書

有効な保険証の交付を受けており、医療保険等の被保険者資格について、下記の通り申し立てます。

※ 以下の各項目に可能な範囲で記入いただき、□には、あてはまる場合に「✓」を記入してください。なお、本申立書に記入いただいた情報は、医療機関等の診療報酬請求等に必要範囲でのみ使用し、診療報酬請求等の請求・支払等に必要となる事務を終えた段階で、速やかに廃棄します。

1 保険証等に関する事項

保険証の有無	☐ 有効な保険証の交付を受けている
保険種別	☐ 社保 ☐ 国保 ☐ 後期 ☐ その他 ☐ わからない
保険者等名称	
事業所名※1	
保険証の交付を受けた時期	☐ 1か月以内 ☐ それより前 ☐ わからない (わかる範囲でご記入ください。)
一部負担金の割合※2	☐ 3割 ☐ 2割 ☐ 1割 ☐ わからない

※1 保険種別で社保（保険者が健康保険組合、共済組合、全国健康保険協会の場合）、国保（保険者が国民健康保険組合の場合のみ）、その他（自衛官・公費単独医療の場合）、わからないの□に「✓」を記入された場合は、事業所名（お勤め先の会社名等）の記入をお願いします。

※2 70歳以上の方、または後期高齢者医療の被保険者の方は、一部負担金の割合についてもご記入ください。なお、ご記入いただいた一部負担金の割合が実際と異なっていた場合、後日、保険者から差額を請求等させていただきます。

2 マイナンバーカードの券面事項等

(フリガナ)	
氏名	
生年月日	☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日
性別	☐ 男 ☐ 女
住所	

※3 マイナンバーカードの券面に記載された住所以外の居所がある場合はこちらにご記入ください。

※4 マイナンバーカードの券面に記載された氏名、生年月日、性別、住所をそのまま記入いただくとともに、氏名のフリガナも併せてご記入ください。また、マイナンバーカードの券面に記載された住所以外の居所がある場合は、住所欄に併せてご記入ください。

年 月 日

署名 (患者との関係※5)

連絡先電話番号

※5 (患者との関係)欄は、保護者の方等が署名された場合にご記入ください。

② 資格申立書(その2)

患者の皆様へ
—マイナンバーカードでオンライン資格確認ができない場合—

- マイナンバーカードを使って医療機関・薬局で受診等いただくためのシステムで確認したところ、あなたの医療保険の資格情報は「資格(無効)」や「資格情報なし」と表示されました。
 - 転職等の理由により、あなたの資格情報の登録が済んでいない、又は、登録内容の確認中であることが考えられます。
 - あなたの資格情報を速やかに登録・確認いただけるよう、加入されている保険者(健康保険組合、協会けんぽ、市区町村等)にお問合せいただくなど、ご協力をお願いいたします。
- ※ 被用者保険(社保)にご加入の方は、お勤め先の事業主を通じてお問合せいただくことも可能です。
- ※ ご自身の最新の資格情報がシステムに登録されているかどうかは、スマートフォンなどでマイナポータルにログインし、「わたしの情報」→「健康・医療」→「健康保険証情報」をご覧くださいことで確認できます。

患者の皆様へのお願い

被保険者資格申立書に関する説明書

本申立書は、有効な保険証が発行されているにもかかわらず、マイナンバーカードにより資格確認を行った場合に、以下のような理由でオンライン資格確認ができない患者さんに、本来の自己負担額での保険診療を行うためにご記載をお願いする文書になります。

本申立書をご記載いただくことにより、3割負担(未就学児は2割負担。70歳以上等の方は1～3割)により自己負担額を計算します。

※ 被保険者番号等の情報(保険証のコピーや写真を含む。)がわかり次第、必ず受診された医療機関等にお伝えください。

【ご記載が必要になる場合(例)】

- 転職等により保険証が発行されているものの、データ登録中のためオンライン資格確認ができない場合
- 機器のトラブル等により、マイナンバーカードでオンライン資格確認ができない場合

マイナ保険証トラブル対応

③ 厚労省のHP紹介

オンライン資格確認について(医療機関・施術所等、システムベンダ向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html

マイナンバーカードで資格確認ができない場合の対処法(同ページの上3分の1位)

- ▶ [PDF](#) [マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について\(保発0710第1号\) \[297KB\]](#) 
- ▶ [PDF](#) [\(別添1\) マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応 \[361KB\]](#) 
- ▶ [PDF](#) [\(別添2\) システム障害時モード\(立ち上げ方法・利用方法\)、目視確認モード\(立ち上げ方法・利用方法\) \[1.1MB\]](#) 
- ▶ [PDF](#) [\(別添3\) 被保険者資格申立書に関する説明書 \[175KB\]](#) 
- ▶ [PDF](#) [\(参考\) 医療機関・薬局の窓口で患者の方に配布できる周知資料 \[87KB\]](#) 
- ▶ [PDF](#) [「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合における診療報酬等の請求の取扱いについて」\(令和5年7月19日付け事務連絡\) \[77KB\]](#) 
- ▶ [PDF](#) [「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合における対応等に対する疑義解釈について」\(令和5年8月3日付け事務連絡\) \[134KB\]](#) 
- ▶ [PDF](#) [「保険者等を特定することができない診療報酬等の按分方法等について」\(令和5年8月3日付け事務連絡\) \[193KB\]](#) 

マイナ保険証トラブル対応

マイナ保険証の期限切れトラブル31%・3023医療機関 2025年度は2768万件が更新期限を迎える

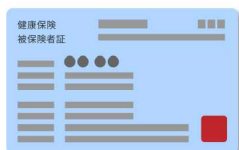
- 保団連のマイナトラブル調査(5月8日記者発表)では、「マイナ保険証の有効期限切れ」による**トラブルが31%・3023医療機関から報告**があった。2024年秋の調査(14.1%・1799医療機関)より**倍増**した。
- マイナカード(もしくはマイナカードに搭載された電子証明書)の有効期限切れは受診時に発覚するケースが多いが、**顔認証付きカードリーダーで更新手続きはできず、自治体窓口**に本人が手続きしないと更新できない。
- そのため、医療機関で発覚した場合、被保険者の資格確認が直ちに困難となる。厚労省はトラブル時に備えた書類「資格情報のお知らせ」の活用を呼び掛けているが、資格情報のお知らせの活用方法が浸透しておらず、実態としてトラブル解決方法、従来の健康保険証で資格確認するケースが8割と大半である。
- 2025年度に**電子証明書の更新が必要**となるマイナカードは**2768万件**になる。更新忘れ等によるマイナ保険証の期限切れトラブルのさらなる増加が懸念される。

医療機関・薬局では、
以下のいずれかで受付をお願いします

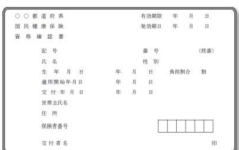
マイナ保険証

健康保険証

有効期限は**最大1年間**
(令和7年12月1日まで)



資格確認書



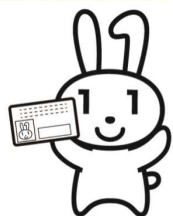
何らかの事情で、
マイナ保険証での受付が
出来ない場合



マイナ保険証ならではのメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

この他にも、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。
ぜひ日頃からマイナナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



これまで通りの**自己負担額**で
保険診療を受けられます

(令和7年1月時点)

医療機関・薬局で提示するもの

マイナ保険証

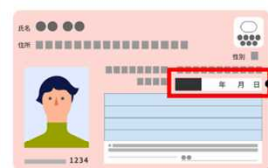


- 健康保険証利用登録をしたマイナナンバーカードが、**マイナ保険証**です。利用登録は、医療機関・薬局の受付窓口にある顔認証付きカードリーダーなどで簡単にできます。
- マイナ保険証を利用する際は、**マイナナンバーカードの電子証明書の有効期限**にご注意ください。

※マイナナンバーカードの有効期限は10年(未成年者は5年)ですが、カードに格納されている電子証明書の有効期限は5年です。

マイナナンバーカードの電子証明書の有効期限ってどうやって確認するの？

- 電子証明書の有効期限は、マイナナンバーカードの券面(左下図の**赤枠**部分)に記載されています。
- 記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。



▲マイナナンバーカードの券面



▲マイナポータル



電子証明書の有効期限の3か月前より、お知らせしています！

- 電子証明書の有効期限の更新が必要な場合、お手元を更新を案内する**有効期限通知書(封書)**が届きます。
- また、有効期限の3か月前から3か月後まで、医療機関・薬局でマイナ保険証を利用される際、顔認証付きカードリーダーで**更新アラート**が表示されます。
- 有効期限までに更新できないまま受診をしても、有効期限が切れてから3か月間は**健康保険証**として利用可能です。

※有効期限が切れた場合、マイナナンバーカードの健康保険証以外の機能は利用できないため、お住まいの自治体の窓口にて速やかに更新ください。

マイナ保険証(マイナナンバーカード)をお持ちでない場合 以下のどちらかをご利用ください

(今お持ちの) 健康保険証



有効期限は**最大1年間**
(令和7年12月1日まで)。

※転居・転職などで加入する保険者が変わる場合や、令和7年12月1日までに有効期限を迎える時点までです

資格確認書

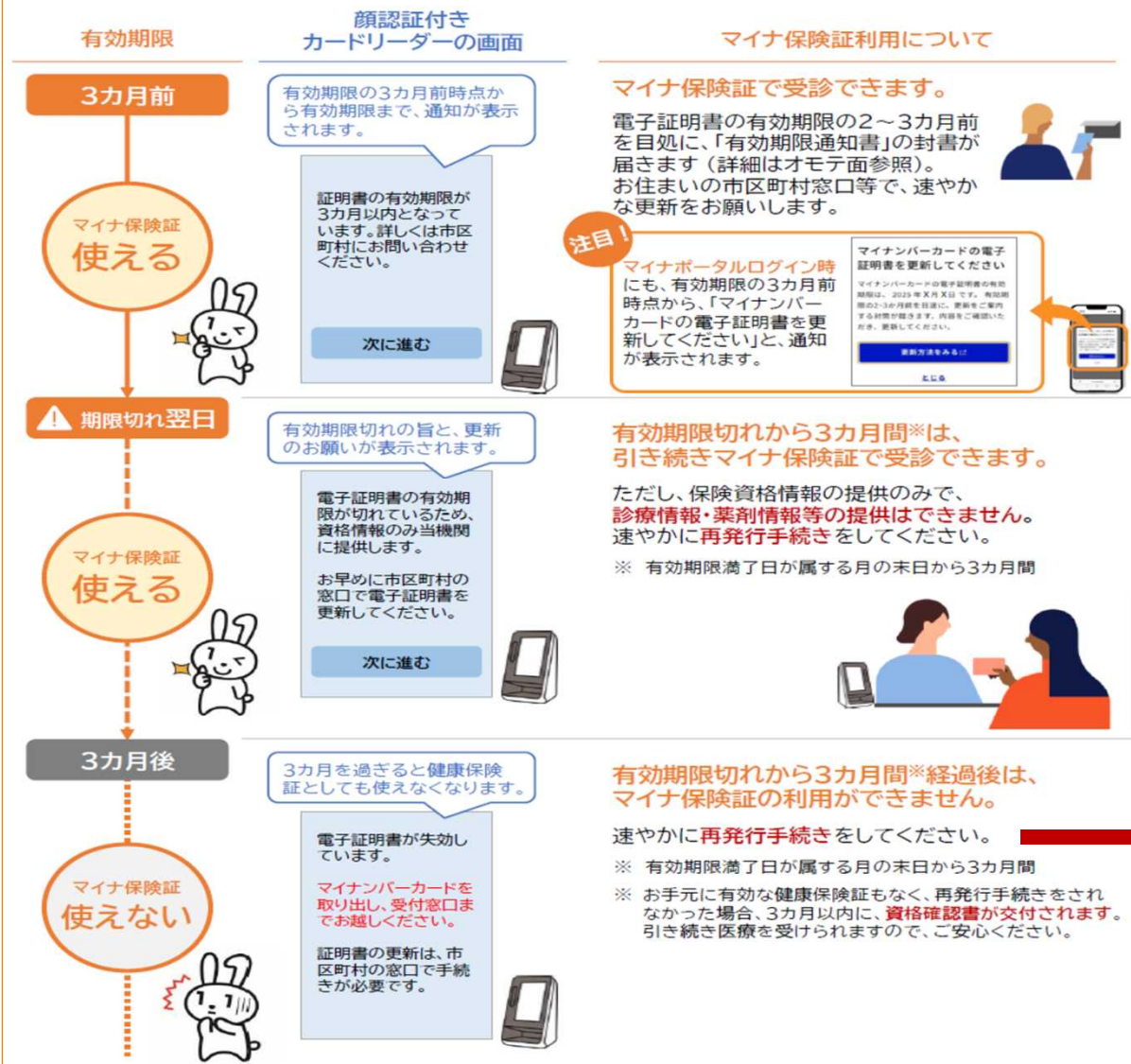


まだマイナナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方などには、今お持ちの健康保険証の有効期限内に資格確認書を無償で**申請によらず**保険者から交付します。

※詳しくは裏面の二次元コードよりご確認ください

《参考》厚生労働省ホームページの案内
マイナ保険証の有効期限切れ

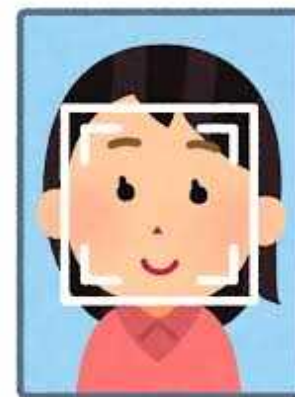
医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダーでも
電子証明書の有効期限のアラートが表示されます



●電子証明書の有効期限は、年齢問わず発行日から5回目の誕生日まで。

●マイナ保険証の更新（電子証明書の更新）には、交付時に来庁が必要。手続き後その場で更新が完了する。

※再発行手続きをしなかった場合、3か月前後に「資格確認書」が交付される！



4. 様々なギモン・質問

質問と回答

■ 現在訪問歯科診療に携わっております。訪問先（在宅、施設、病院）等での保険証確認方法を教えていただければ幸いです（コメディカルその他）。

回答：スライド23を参照してください。

■ マイナカードは保険証替わりに出来ますか？（歯科医師）

回答：マイナカードは、保険証としての利用登録をして初めて保険証として利用できます。利用登録をしていない患者には、資格確認書が届きます。

■ マイナンバーカードを毎回読み取らなくてはいけないのか？

従前の保険証のように月1回ではダメなのか。（歯科医師）

回答：従前は慣習で月1回の確認をされていたと思います。ただ「オンライン資格確認運用マニュアル」では、原則毎回とされています。現在国民生活が大変不安定な状態に置かれており、保険資格も異動が起こりやすいため、経営を守る観点から、確認はされた方が良く考えます。

質問と回答

■ 被保険者申立書(医科・受付事務)

- ① 高齢者の方などで資格確認証を紛失した、転職したばかりで資格確認証が発行されていないがマイナ保険証も作っていないなどの場合でも被保険者申立書を利用することは可能なのでしょうか。あくまでも何らかの事情でマイナ保険証が利用できない場合のみの扱いでしょうか。

回答: 紛失の場合、まず直ちに再発行手続きを行っていただくよう話をする。その上で再診患者さんは口頭で変更ないか確認し従来の割合で診療し、初診の場合は確認のしようがないので10割徴収する。

資格申立書はマイナカードを持っている前提で使う運用となっているため、利用できない。

- ② 何らかの事情でマイナ保険証が利用できず申立書の記載をした場合、負担割合を患者様が記載した通りで算定し、実際の負担額と違い後日差額が判明した場合は医療機関側が差額の徴収(返金)を行うことになるということでしょうか。(医療機関の事務負担が気になります)

回答: 次頁

質問と回答

■ 被保険者申立書

② について

回答:「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について」3頁(2)の※参照(QRコード)

→「※ 70 歳以上等の患者について、患者の申立てに基づく割合で一部負担金を受領した場合、実際の負担割合が異なっていたとしても、負担割合相違によるレセプト返戻は行わないことを基本とする。なお、保険者等が判明した場合において負担割合の相違が確認された場合には、当該保険者等から患者に対して返還請求等が行われる。」



■ 医科クリニック

スマートフォンにマイナカードを搭載して、それをマイナ保険証として利用できますか。医療機関ではどのようにして確認すれば良いですか。

回答:実証が始まっている。→次頁

質問と回答

マイナ保険証のスマホ搭載対応に係るスケジュール(想定)

	令和7年度(2025年)				
	6月	7月	8月	9月	10月
スマホ搭載対応	▼令和7年6月24日 iPhoneへの電子証明書の搭載				
		一部医療機関等で 実証事業			
				全医療機関等へ スマホ搭載機能開放※	

スマホ搭載の
マイナ保険証の
利用イメージ

汎用カードリーダーに
かざして電子証明書を
読み取り



※令和7年7月から一部の医療機関等での実証事業を行い、令和7年9月頃より、全医療機関等へスマホ搭載機能を開放する予定です。

※環境が整った医療機関等から徐々に運用が開始されるものであり、全医療機関等に導入を義務付けるものではありません。



質問と回答

■ 医科クリニック

今までは、保険証を目視で確認しており、患者さんの住所が変更になれば、すぐに自院の電子カルテの患者さんの住所を変更する事ができましたが、マイナンバーカードで受付すると、患者さんの住所が変更になっても患者さんがこちらに申告しないと住所が変更になった事がわからないので、自院の電子カルテ内の患者住所は変更されない事になりますが、よい対応がありますか？

回答：マイナンバーカードの券面を原則見ることができないため、このような質問となったと理解しましたが、マイナ保険証で資格を読み取れば、氏名や住所も確認できるため、その際に変更になっているかどうかチェックは出来ると思います。

その他

災害時の対応について(厚労省HP)

マイナンバーカードを利用し薬剤情報等を医療機関等が閲覧するためには、情報提供に対して、患者ご本人による同意がある場合に限られます。ただし、災害時は、特別措置として、**マイナンバーカードを持参しなくても、氏名、生年月日、性別、住所等を医療機関・薬局の受付窓口でお伝えすることで、患者ご本人の同意の下、薬剤情報等の閲覧が可能な機能(災害時モードの適用)を実装しています。**

(災害時:例)

- 薬を家に置いてきたが、薬の名前が思い出せない
- 家から持ってきた薬を飲みきってしまった
- かかりつけ医以外のところで受診することになった

災害時



災害時、厚生労働省にて、
災害の規模等に応じて適用
範囲及び期間を決定



- 受診時に資格確認端末で照会
- 薬剤情報等の閲覧に当たっては、本人の同意を得る

The screenshot shows a software interface for disaster mode. It includes a header with '災害時モード' (Disaster Mode) and a search bar. Below, there are sections for '患者/薬剤情報' (Patient/Drug Information) and '特定健診情報' (Specific Health Examination Information). The patient information section contains fields for name, date of birth, gender, and address. The drug information section contains a table with columns for drug name, quantity, and other details. The specific health examination information section contains a table with columns for examination type, date, and results.

通常時と同様の画面が閲覧可能

その他

電子処方箋 医科診療所9.9%、病院3.9%（25年1月12日時点）

「25年3月までに概ね全国に普及」との目標は未達

電子処方箋も 普及低迷



医療現場が導入をためらう要因 （厚労省調べ）

- ①医薬品のマスタの設定等が適切に行われているか等安全に運用できる状態であるかが分からない
- ②複数のシステム改修が断続的に必要となることによる負担が大きい。また、他の医療DXに関する開発によりシステムベンダーの体力が奪われている
- ③電子処方箋の運用に必要な機能がシステムベンダーで対応していない
- ④電子カルテのシステム更改や切替等によらず、導入する際の費用負担が重い
- ⑤周囲の医療機関・薬局が導入していない（導入施設数が限られ、緊要性を感じない）
- ⑥患者からの要請がなく、ニーズを感じない
- ⑦電子カルテを導入しておらず、電子処方箋をいれても効率的にならない

電子処方箋(電子処方せん) Q&A(国民の皆さま向け)

厚労省HP

Q31. お薬手帳は不要になりますか。

電子処方箋管理サービスに蓄積された情報は、患者さんがマイナポータルを通して確認することができますが、電子処方箋管理サービスは医療機関が処方する薬のみが登録されるため、要指導・一般用医薬品(OTC医薬品)の服用歴などは登録されません。

また、電子処方箋未対応の医療機関・薬局が処方・調剤した薬の情報はマイナポータルへの反映に1ヶ月程度時間を要するため、服用している薬を把握する観点から、引き続きお薬手帳も必要となります。

なお、電子版お薬手帳には患者さんに対する飲み忘れ防止のアラーム機能など、電子処方箋管理サービスにはない機能を搭載している場合もあります。電子処方箋の利便性を高めていく観点から、お薬手帳と電子処方箋を連携に関して引き続き検討を行ってまいります。

その他

保険証/資格確認書でも「口頭同意」で 重複投薬・併用禁忌の薬剤をシステム上でチェックできる

過去のお薬情報の提供に未・不同意の方へ

お薬情報の提供の同意にご協力ください

**！ 処方・調剤予定のお薬に
電子処方せんシステム上でアラートが出ています**

☒ 服用中のお薬と飲み合わせの悪い・同じ効き目のお薬の
処方・調剤を防ぐため、詳細な確認が必要です

しかし、「過去のお薬の情報提供」に同意されていないため、
詳細な情報を医師・歯科医師・薬剤師が確認することができません。

「過去のお薬情報の提供」に同意いただくことで、服用中のどのお薬
と問題なのか、医師・歯科医師・薬剤師が確認できるようになります。
適切な処方・調剤を行うにあたり、お薬情報の提供の同意へご協
力をお願いします。

 より安心安全な医療につながります

マイナンバーカードによる事前の同意をオススメします

医療機関・薬局での受付をマイナンバーカードを使って行う際に、
「過去のお薬情報の提供」に同意いただくことによって、より多く
の情報に基づいたよりよい医療につながります。
顔認証付きカードリーダーの画面上で選択できますので、次回
以降、是非ご利用ください。

過去のお薬情報の
提供に同意しますか？

電子処方箋(電子処方せん) Q&A(国民の皆さま向け)厚労省HP

Q23. マイナンバーカードで受診した際、過去の薬剤情報の提供に不同意に
しましたが、再度、医師や歯科医師や薬剤師から同意を問われました。同意
しなくてもよいのでしょうか。

マイナ受付時に患者さんが過去の薬剤情報の提供に不同意の場合、または
資格確認書/健康保険証のため過去の薬剤情報の提供に未同意となる場
合でも、電子処方箋を導入した医療機関・薬局は、今回処方・調剤する予定
の薬と重複投薬や併用禁忌にあたる薬を他の医療機関・薬局で処方・調剤
されていないかシステム上でチェックすることができます。ただし、重複投
薬や併用禁忌の有無のチェックのみが可能であり、原因となる薬剤の情報
はご本人の同意なしに確認することはできません。重複投薬や併用禁忌と
なる可能性がある場合に、患者さんから診察室等で口頭等で同意を求める
場合があります。患者さんに同意いただくことで、医師、歯科医師、薬剤師
が重複投薬や併用禁忌の原因となる薬剤に限り確認することができるよう
になるため、ご理解のほどお願いいたします。



保団連の出版物のご案内

- 本書は公費負担医療等の制度内容についての解説書であり、診療現場で活用されることを目的に編集しています。日々の診療や請求事務に役立つだけでなく、現行制度の内容を把握することで、負担に苦しむ患者、国民の方々に対する相談等にも役立つものとなっています。
- 今次改訂版の主な特徴は、オンライン資格確認が普及してきたことに伴い、本書の記述もオンライン資格確認を基本に記述することとし、序章に「第3節 保険資格の確認」を新設しています。

『公費負担医療等の手引2025年7月』

体 裁 : B5版 約670頁
 定 価 : 5,000円(税・送料込)
 発 行 日 : 7月30日(水)



保団連・保険医協会の運動にご協力をお願いします！

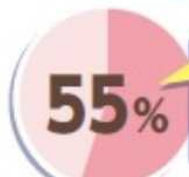
従来の健康保険証を使い続けられるようにしてください 請願署名

やっぱり

保険証がいい！

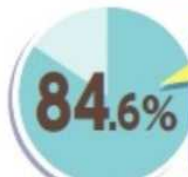
厚生労働省は、マイナ保険証の利用率が25.42%であることを発表(2025.1.21付)。2024年12月2日に従来の健康保険証の新規発行を停止したものの、「マイナ保険証」の利用は増えていません。マイナ保険証に対する不安は払拭されていません。

「マイナ保険証」利用者



利用時に何らかの
トラブル
を経験した

「マイナ保険証」保有者



メリットを
感じていない



署名などのページ



マイナ保険証
利用登録解除・
失効申請

